徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００６号 令和８年１０月３０日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
５４１	令和８年度徳島県一般会計補正予算（第３号）及び令和８年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を公表する件	財政課
５４２※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
５４３※	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	鳥獣対策課
５４４※	鳥獣保護区特別保護地区を指定した件	同
５４５※	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同
５４６	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
５４７	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
５４８	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	出納局会計課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
８８	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
８９	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
９０	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
９１※	徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示	
９２	令和８年４月１９日執行の美馬市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて裁決した件	
９３	同	

【監査委員公表】

番　号	表　　題	担当課名
１６	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

【公安委員会規則】

番　号	表　　題	担当課名
１３※	放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第５４１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２１９条第２項の規定により、令和８年10月７日徳島県議会の議決を経た令和８年度徳島県一般会計補正予算（第３号）及び令和８年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を次のとおり公表する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後藤田　　正　　純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第５４２号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第16条第１項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　薬物の名称等

⑴　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称　５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）及びその塩類

⑵　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称　Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

⑶　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート（通称　２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）及びその塩類

２　指定の理由

１に掲げる物は、条例第２条第６号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

３　指定の効力発生の日

令和８年10月31日

徳島県告示第５４３号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

鳥獣保護区の名称	区　　域	面　積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指定目的
高丸山鳥獣保護区	勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷の三等三角点高丸（標高1,438.7メートル）を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高1,２５５メートルの地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約２００メートル進んだ地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南東に約１７０メートル進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西、南西及び南東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上り上勝町と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	29ヘクタール	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	森林鳥獣生息地	この区域の大半は、ブナを中心とする落葉広葉樹林であり、特に高丸神社付近のブナ林は原生林の状態で保存された貴重な樹林となっている。 また、地区全体が高丸山自然環境保全地域に指定されることで、自然環境の保全が図られており、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

橘鳥獣保護区	阿南市津乃峰町の一般国道55号（旧道）と県道津乃峰筒崎線との交点を起点とし、同所から同国道を南及び南西に進み一般国道195号との分岐点に至り、同所から同国道を北西に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	285ヘクタール	同	同	この区域は、阿南市東部に位置し、室戸阿南海岸国定公園に指定されている景勝地である橘湾に面しており、シイ、カシ、コナラ類等の照葉樹林帯に属しているとともに、農業用ため池も多く分布するために、鳥獣の生息に適した環境であると認められる。 また、標高122メートルの通称大谷山の山頂付近は、「阿南やすらぎの里」として整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。
轟鳥獣保護区	海部郡海陽町平井の県道中部山渓轟公園線の王余魚谷橋を起点とし、同所から稜線を北西に進み三等三角点杉宇（標高910.1メートル）を経て海陽町と那賀町との境界線の稜線に至り、同所から同境界線を東に進み鰻轟山の標高1,046メートルの地点に至り、同所から稜線を南東に進み三等三角点請ヶ峰（標高1,009.1メートル）に至り、同所から同稜線を南西に進み標高430メートルの地点を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	770ヘクタール	同	同	この区域は、海部川源流域の王余魚谷川を含むとともに、常緑広葉樹林から落葉広葉樹林まで多様な自然林が残っており、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

竜王山鳥獣保護区	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から同県道を南に進み市道美馬８号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道美馬628号線（登山道）との交点に至り、同所から同市道を北西に進み林道竜王塩江線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み市道美馬600号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み香川県との県境に至り、同所から同県境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	200ヘクタール	同	同	この区域は、スギ及びヒノキの人工林を主体とし、その他常緑広葉樹林等の多彩な森林植生を持ち、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。
滝の宮鳥獣保護区	美馬市木屋平の一般国道438号と県道中野木屋平線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に約100メートル進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み滝の宮谷に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み滝の宮谷に至り、同所から同谷を南に下り一般国道438号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、スギ人工林と広葉樹で構成された森林であり、神社を参拝するだけでなく、鳥の鳴き声等野鳥と親しめる場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

徳島県告示第５４４号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和８年10月30日

徳島県知事　後藤田　正純

特別保護地区の名称	区域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
				指定区分	指定目的
高丸山鳥獣保護区特別保護地区	勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷の三等三角点高丸（標高1,438.7メートル）を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高1,２５５メートルの地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約２００メートル進んだ地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南東に約１７０メートル進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西、南西及び南東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上り上勝町と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	29ヘクタール	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	森林鳥獣生息地	この区域の大半は、ブナを中心とする落葉広葉樹林であり、特に高丸神社付近のブナ林は原生林の状態で保存された貴重な樹林となっている。 また、地区全体が高丸山自然環境保全地域に指定されることで、自然環境の保全が図られており、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の良好な生息地の確保を図る。
轟鳥獣保護区特別保護地区	海部郡海陽町平井の県道中部山渓轟公園線の第二王余魚谷橋を起点とし、同所から同県道を北に進み同県道終点に至り、同所から王	１２０ヘクタール	同	同	この区域は、海部川源流域の王余魚谷川を含むとともに、常緑広葉樹林から落

	余魚谷川を北に上り鍋割の滝に至り、同所から稜線を東に進み請ヶ峰から南西に派生する稜線の標高９６０メートルのピークに至り、同所から同稜線を南に約1．2キロメートル進み通称中小屋の稜線の分岐点に至り、同所から同稜線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域				葉広葉樹林まで多様な自然林が残っており、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の良好な生息地の確保を図る。

徳島県告示第５４５号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

２　特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区域	面積	存続期間
中山特定猟具使用禁止区域	名東郡佐那河内村の一般国道４３８号と県道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から県道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道明見谷平尾線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を西及び北に進み村道谷内線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北西に進み一般国道４３８号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	４５０ヘクタール	令和８年11月１日から令和13年10月31日まで
渋野・多家良特定猟具使用禁止区域	徳島市丈六町の市道丈六・渋野線と県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道甫毛ノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み梅ノ木谷との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線に至り、同所から同稜線を北に進み四等三角点池谷（標高141.7メートル）に至り、同所から金谷川支流を西に下り市道多家良西・中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道神南・金谷西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から同県道を東に進み天神橋に至り、同所から同橋を北へ渡り左折し私道を進み天神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同車道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道丈六・渋野線との交点に至り、同所から	４４０ヘクタール	同

	同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
松茂・笹木野特定猟具使用禁止区域	板野郡松茂町笹木野の一般国道28号と町道松茂15号線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野12号線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂４号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道豊岡31号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡30号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡28号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み徳島飛行場南側場外道路との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡37号線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道鳴門徳島自転車道線との交点に至り、同所から同県道を東及び南に進み町道豊岡12号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道松茂18号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み県道長原港線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道28号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１３５ヘクタール	同
高原特定猟具使用禁止区域	名西郡石井町高原の県道板野川島線と町道高原１０９号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原４号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道高原１０５号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道高原３号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	50ヘクタール	同
那東特定猟具使用禁止区域	板野郡板野町羅漢の県道石井引田線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道３６０号線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸に至り、同所から同右岸を西に進み泉福寺谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	38ヘクタール	同
大麻南特定猟具使用禁止区域	板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み檜橋南詰を経て町道53号線の川端橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野川北岸に至り、同所から同北岸を東に進み県道檜藍住線に至り、同所から同県道を北に進み市道檜北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道板東南中央２号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１３７ヘクタール	同
瀬戸特定猟具使用禁止区域	鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校（休校）北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西に進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り	１３０ヘクタール	同

	、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み小鳴門新橋と県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
桑野特定猟具使用禁止区域	阿南市橘町の一般国道１９５号と一般国道55号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道１９５号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	５６５ヘクタール	同
小勝島特定猟具使用禁止区域	阿南市福井町の忠次郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の環境整備公社橘処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭桟橋先端との見通し線を南に進み同先端に至り、同所から於越岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠次郎岬との見通し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	３００ヘクタール	同
美馬特定猟具使用禁止区域	美馬市と三好市との境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み市道美馬６号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町４２８号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川（中八橋）との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にある美馬市とつるぎ町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,180ヘクタール	同
半田特定猟具使用禁止区域	美馬郡つるぎ町半田の一般国道１９２号と一般国道４３８号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道天皇逢坂北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原東南線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋北岸の県道上蓮小野線との交点に至り、同所	２４７ヘクタール	同

	から同県道を南に進み鹿老渡橋南岸の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道蔭名小野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川（半田橋）との交点に至り、同所から同川を北に下り県道半田貞光線（高橋）との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道192号との交点に至り、同所から同国道を西に進みつるぎ町と東みよし町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進みつるぎ町と三好市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進みつるぎ町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み一般国道438号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
花園特定猟具使用禁止区域	三好市三野町花園の県道勝浦三野線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川又線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道勝浦三野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	55ヘクタール	同
南谷特定猟具使用禁止区域	三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道大利辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道漆川線分岐１号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56ヘクタール	同
平特定猟具使用禁止区域	三好市山城町上名の県道上名西宇線上にある津屋トンネルを起点とし、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約1,200メートル東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘアピンカーブに至り、更に同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１３５ヘクタール	同
台特定猟具使用禁止区域	三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み町道西台線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み町道伊月谷線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63ヘクタール	同

徳島県告示第５４６号

土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　土地改良区の名称

以西土地改良区

２　退任役員

役　員　名	氏　　名	住　　所
理　　事	東　條　聡　志	徳島市国府町中６４２－２

徳島県告示第５４７号

土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第30条第２項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　土地改良区の事務所の所在地及び名称

徳島市上八万町

上八万土地改良区

２　認可年月日

令和８年10月５日

徳島県告示第５４８号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

名　称	住　所　又　は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
徳島県職員生活協同組合	徳島市万代町一丁目１番地	令和８年度無人型セルフレジ手数料等収納業務に係る公金の収納の事務	令和８年３月27 日	令和８年９月15日

徳島県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第１９４号）第６条第１項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　　丸　　正　　史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かじもと貴史後援会	梶本貴史	大澤昌平	徳島市明神町３－15フレグランス明神101号	令和８年９月28日
武沢つよし後援会	武澤　豪	武澤　豪	阿波市阿波町梅ノ木原89番地１	令和８年９月30日
東たかゆき後援会	東　貴幸	東　初恵	徳島市丈六町丈領164－21	令和８年10月２日
鈴田かずき後援会	鈴田和基	谷内和代	阿波市土成町吉田字川久保８－２	令和８年10月16日

徳島県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第１９４号）第７条第１項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　　丸　　正　　史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
仁　　徳　　会	川 島　　周	会計責任者の 氏名	市 瀬 晋 也	寺 島 祐 一	令 和 ８ 年 ９ 月 １４ 日

徳島県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第１９４号）第19条第２項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の２第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　　丸　　正　　史

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名		資金管理団体			指定年月日
氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
東　　貴　幸	徳島市議会議員	東たかゆき後援会	徳島市丈六町丈領164－21	東　　貴　幸	令和８年１０月１日

徳島県選挙管理委員会告示第91号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　丸　正　史

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第63条の５第２項中「第36条の18第１項第３号」を「第36条の18第１項第４号」に改める。

第29号様式の５のその２の備考第１号中「第36条の18第１項第３号」を「第36条の18第１項第４号」に改める。

第29号様式の８のその１の備考第１号中「第36条の18第１項第３号」を「第36条の18第１項第４号」に改める。

附　則

この告示は、令和８年10月30日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第92号

令和８年４月19日執行の美馬市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第１００号）第２１５条の規定により告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　丸　正　史

裁　決　書

徳島県美馬市脇町字拝原 2573 番地 8
審査申立人　　中　川　重　文

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和８年８月 12 日付けで提起された令和８年４月 19 日執行の美馬市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査申立て」という。）について、徳島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主　文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、美馬市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は令和８年７月 21 日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選人戸島大樹の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てたものである

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

１　当選人戸島大樹の当選の効力について

当選人戸島大樹は、徳島県美馬市美馬町字境目 149（以下「本件住所」という。）において継続的な居住実態がなく、実際には隣接する徳島県美馬郡つるぎ町内のアパート（以下「本件アパート」という。）において妻子とともに共同生活を送っている。当選人が本件住所に実際に移動したのは令和８年２月末頃から３月の２週間程度という近隣住民もいた。また、本件アパートの賃貸借契約者は当選人であり、令和８年４月 23 日に従前の契約内容のまま自動更新されている。したがって、公職選挙法第 10 条第１項第５号及び第９条第２項に規定する被選挙権の要件たる「引き続き３か月以上市町村の区域内に住所を有する者」を満たしておらず、その当選は無効とされるべきである。また、立候補届出の際に紙面だけを見て受理した市委員会の対応は重大な過失である。

２　市委員会の審理手続に対する不服について

市委員会は申立人への連絡や説明を行わず、不透明な審理手続を進め、当選人に配慮した決定を行った。市民の疑問に対して説明責任を果たさず棄却した原決定には重大な手続的瑕疵が存在する。

争　点

本件審査申立てにおける争点は次のとおりである。

１　当選人戸島大樹の被選挙権の有無について

市町村の議会の議員の被選挙権は、公職選挙法第９条第２項及び第 10 条第１項第５号の規定により、「引き続き３か月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件とされている。

したがって、当選人戸島大樹が、本件選挙の期日まで引き続き３か月以上、すなわち少なくとも令和８年１月 19 日から同年４月 19 日までの間（以下「本件期間」という。）において、美馬市の区域内に住所を有していたか否か。

2　市委員会の審理手続の瑕疵について

地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出については、公職選挙法第216条第１項において、「行政不服審査法第９条第４項、第11条から第13条まで、第19条第２項（第３号及び第５号を除く。）及び第４項、第23条、第24条、第27条、第30条第２項及び第３項、第31条（第５項を除く。）、第32条第１項及び第３項、第33条、第35条から第37条まで、第38条（第６項を除く。）、第39条、第41条第１項及び第２項、同条第３項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第１項及び第２項並びに第53条の規定を準用する。」と規定されており、これに則った手続となっていたか否か。

裁決の理由

当委員会は、本件審査申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書（令和８年９月 15 日付け美選管第 215 号）及び関係書類等物件の提出を求めた。また、申立人に対して弁明書副本を送付し、反論書の提出を求めたが提出はなく、口頭意見陳述の申立ての有無についても聞き取ったが、希望はなかった。そのため、提出された書類等に基づき慎重かつ厳正に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1　審査の申立てに対する市委員会の弁明

（1）当選人戸島大樹の住所要件及び原決定の正当性について

当選人戸島大樹は、令和７年 12 月 20 日頃から美馬市内の本件住所において両親とともに実際に起居寝食を行っており、平日は本件住所付近の農地で農業に従事し、土日は市内の活動センターでメダカの養殖を行うなど、主要な経済・日常生活の拠点を美馬市内に置いている。近隣住民４名や自治会長も、令和７年 12 月頃から毎日本件住所から出入りする生活実態を現認しており、マイナンバーカード、運転免許証、車庫証明、自賠責証明、各種郵便物等の客観的書類もすべて本件住所になっている。電気・水道の使用量についても、近隣温浴施設の頻繁な利用や親の入院、外食が多いこと等により合理的に説明がつき、不自然さはない。妻子がつるぎ町内の本件アパートで寝泊まりしているのは、「妻子を選挙に巻き込まない」との約束に基づく合理的な事情であり、日中は農業を協働で行うなど家族としての協力・扶助関係は維持されている。以上のことから、生活の本拠は美馬市内にあり、引き続き３か月以上の住所要件を満たしている。

（2）立候補届出受領時における選挙長の審査権限について

申立人は、立候補届出時に紙面だけを見て受理したことが重大な過失であると主張する。しかしながら、選挙長が立候補の届出を受理するに当たって行う審査は、提出された書類の記載事項等に関する形式的審査権に限られ、実質的な実態調査を行う権限を有しない（昭和 28 年５月 15 日最高裁判所判決）。したがって、届出書に記載された住所が美馬市内であることを確認して受理した届出手続に何ら過失や違法性はない。

（3）市委員会の審理手続の正当性及び職権調査の実施状況について

申立人は「美馬市選挙管理委員会委員長含めて４人がどの様に思っているのかを、お聞きしたいと思っていましたが、美馬市の職員に合わせて頂けませんでした。」等と主張するが、市委員会は令和８年５月２日及び同月 25 日に口頭意見陳述の機会について伝達したものの、申立人自身が異議申出書提出時に口頭で「希望しない」旨回答し、さらに同月 26 日にも電話にて不参加の連絡を行っている。また、市委員会は、令和８年６月 16 日に当選人戸島大樹への職権質問、同月 19 日及び 30 日に現地確認、同月 23 日及び 24 日に近隣住民らへの聞き取り等の職権調査を行って判断している。

2　当選人戸島大樹の証言

市委員会の調査において、当選人戸島大樹は次のとおり証言している。

（1）生活の本拠について

ア　現に寝泊まりしている本件住所が生活の本拠であると認識している。

イ　結婚を機に、約 10 年前に本件アパートの賃貸借契約をし、令和 7 年 12 月 20 日頃まで本件アパートで寝泊まりをしていた。

ウ　実家（本件住所）との行き来や、仕事の関係上、美馬市で過ごす時間が長かったことから、住民票は実家から移さなかった。

エ　両親が高齢のため、本件住所で両親のそばにいた方がいいだろうと考えていたところ、周囲に立候補の相談をした際、「選挙に出るなら美馬市で住んでいなければならない」旨助言されたこともあり、令和 7 年 12 月 20 日頃から本件住所で毎日寝泊まりするようになった。

オ　12 月に自分だけが本件アパートから本件住所に寝泊まりする場所を移したのは、妻に対し、妻や子どもを選挙に巻き込まないと約束したためである。

（2）普段の生活について

ア　食事については、普段は朝食を食べず、昼食は仕事場周辺で外食することが多い。夕食は仕事帰りに弁当を購入して、本件住所で一人で食べることが多かった。

イ　入浴については、週の半分程度は本件住所でシャワーを浴びて済ませている。それ以外の日は、近隣の温浴施設を利用している。

ウ　洗濯については、本件住所で母が洗濯するか、妻が本件住所で洗濯機をセットして、翌日に自分で干している。

エ　両親については、日中は両親が経営しているギフトショップ（美馬市美馬町字柿木 17 番地２）で仕事をしている。なお、母親は令和７年 12 月 23 日から３日間、父親が令和８年１月 13 日から 29 日間入院している時期があった。

オ　両親は、入浴についてはほぼ毎日近隣の温浴施設に通い、家で入浴することが無いため浴槽に湯を張ることはない。
　また、両親は、朝食については喫茶店でとることが多く、昼食や夕食はそれぞれの体調や持病による食事制限などもあり、母が作ることもあれば、各自で用意することもあった。

（3）仕事や活動について

ア　仕事は農業とメダカの養殖をしている。

イ　基本的に、平日は農業に従事していることが多く、土・日曜日はメダカの養殖に従事していることが多いが、メダカの販売や見学の予約がある場合は、平日に養殖場（喜来地域活動センター）へ行くこともある。

ウ　仕事の他に、商工会や青年会議所、地域の安全を守る会、消防団等に所属して活動している。令和８年３月までは、第一子が通う美馬市内の小学校 PTA の副会長と、美馬市内の特別支援学校の協議会委員を務めていた。

エ　青年会議所や商工会の活動も多く、夜に会議へ出席して帰りが深夜になることもあった。

オ　青年会議所の活動は多いときは週に１回から３回程度で、主に午後７時 30 分から行われ、商工会の会合は月１回程度で、多い時期には月２回から３回程度あった。

（4）家族について

ア　妻は、２人の子どもと本件アパートで寝泊まりしているが、自分の農業の仕事を手伝ってくれており、日中は一緒に過ごしている。

イ　２人の子どもは美馬市内の小学校と認定こども園に通っていて、基本的に妻が送迎しているが、第一子は自分が本件アパートへ送り届けることもある。

ウ　第一子はメダカの養殖場近くのそろばん塾に通っていて、塾の終わりに養殖場のある建物で子どもを迎え、子どもとの時間を過ごしている。

3　当選人戸島大樹以外の関係人の証言

市委員会において、当選人戸島大樹の活動等に関し、関係人に対して聴取を実施したところ、関係人は次のとおり証言している。

（1）本件住所近隣住民（4名）

ア　令和7年12月頃から、当選人戸島大樹が毎日、本件住所から自動車で出かける姿を見かけるようになった。夜に関しては、あまり意識していないこともあり、時間帯についてはよく覚えていないが、ほぼ毎日姿を見かけることから、本件住所で寝泊まりしていると思う。

イ　当選人戸島大樹の両親は、毎日のように近隣の温浴施設に行っており、その温浴施設で頻繁に出会っている。

（2）本件住所が所在する自治会の会長（本件住所の近隣に存在）

令和7年12月頃、当選人戸島大樹から市議会議員選挙に立候補する旨の相談をされた際に、住所要件があることを知っていたため、「選挙に出るなら美馬市で住んでいなければならない」と話した。その後、近隣のパークゴルフ場へ移動する際などに、同人が農業に従事しているところを見かけており、本件住所で生活していると認識している。

（3）第一子が通う小学校の職員

ア　第一子は通学バスの利用はしていない。

イ　子どもの送迎の詳細に関して、担任は把握していない。

ウ　4月に実施した家庭訪問の訪問先は本件住所だった。

（4）第二子が通う認定こども園の職員

ア　子どもの送迎に関しては、感覚として母親が9割程度担っている。

イ　登園時間はおおむね午前9時前後である。

ウ　4月以降は、父親による送迎の機会も多くなっている。

4　当委員会が証拠書類等から認定した事実

現地調査については、市委員会において十分な調査が行われているため、市委員会の調査結果を証拠として認定することとし、その結果は次のとおりである。

（1）居住地及び家族関係等の状況に係る証言

当選人戸島大樹は、平成24年5月に美馬市に転入届を提出して以降、住民登録を本件住所から異動していない。約 10 年前に結婚した際、本件アパートの賃貸借契約を締結したが、転出届は提出しなかった。令和7年12月20日頃、立候補を念頭に「美馬市に住んでいなければならない」との助言を受け、自身のみ本件住所へ寝泊まりを移し両親と同居を開始した。これ以降、本件住所から自動車で出かける様子が頻繁に近隣住民に目撃されている。妻子は本件アパートで寝泊まりを継続しているが、妻は日中に本件住所付近の農地で農業を協働し、第一子は美馬市内の小学校へ通学、第二子は認定こども園に通園している。

（2）生活環境及び各種書類の状況

当選人戸島大樹のマイナンバーカード、運転免許証、車庫証明、自賠責証明に記載された住所はいずれも本件住所である。また、仕事関係の書類や年金通知等の郵便物も一貫して本件住所に到達している。

（3）経済活動及び地域社会への参加状況

当選人戸島大樹は、平日は本件住所付近の農地で農業に従事し、土日は喜来地域活動センターでメダカの養殖を行っている。また、美馬市内の消防団に所属するなど、活発な社会的活動を行っている。

（4）電気の使用状況

本件住所の電気使用料については当選人の父が、本件アパートの電気使用料については当選人が支払っており、市委員会から提出された書類を基に、令和７年10月から令和８年５月までの電気使用量を前年同時期と比較し、以下のとおり整理した。

また、参考値として、「家庭のエネルギー消費動向実態調査（令和７年度実施）」（東京都環境局）の「３人世帯（戸建住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量」及び「３人世帯（集合住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量」を示している。なお、本件住所はオール電化であり、ガス使用量の比較は行っていない。

ア　本件住所　　単位：kWh

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年11月	556	令和６年11月	588	△32
令和７年12月	636	令和６年12月	577	59
令和８年１月	888	令和７年１月	994	△106
令和８年２月	648	令和７年２月	721	△73
令和８年３月	639	令和７年３月	703	△64
令和８年４月	616	令和７年４月	561	55

イ　本件アパート　　単位：kWh

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年11月	139	令和６年11月	127	12
令和７年12月	224	令和６年12月	181	43
令和８年１月	413	令和７年１月	553	△140
令和８年２月	483	令和７年２月	430	53
令和８年３月	355	令和７年３月	358	△3
令和８年４月	254	令和７年４月	246	8

（参考）「家庭のエネルギー消費動向実態調査（令和７年度実施）」（東京都環境局）
３人世帯（戸建住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量　439kWh
３人世帯（集合住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量　321kWh

（５）水道の使用状況

本件住所の水道使用料については当選人の父が、本件アパートの水道使用料については当選人が支払っており、市委員会から提出された書類を基に、令和７年10月から令和８年５月までの水道使用量を前年同時期と比較し、以下のとおり整理した。

また、参考値として、「令和２年度生活用水実態調査」（東京都水道局）の「３人世帯の１か月当たりの平均使用量」を示している。

ア　本件住所　　単位：㎥

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年度 10・11 月	17	令和６年度 10・11 月	15	2
令和７年度 12・１月	10	令和６年度 12・１月	8	2
令和７年度２・３月	8	令和６年度２・３月	13	△5
令和８年度４・５月	17	令和７年度４・５月	15	2

イ　本件アパート　　単位：㎥

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年 10 月	16	令和６年 10 月	11	5
令和７年 11 月	15	令和６年 11 月	13	2
令和７年 12 月	14	令和６年 12 月	13	1
令和８年１月	12	令和７年１月	11	1
令和８年２月	14	令和７年２月	16	△2
令和８年３月	15	令和７年３月	12	3
令和８年４月	10	令和７年４月	13	△3
令和８年５月	6	令和７年５月	12	△6

（参考）「令和２年度生活用水実態調査」（東京都水道局）
３人世帯の１か月当たりの平均使用量　19.9 ㎥

（６）市委員会の審理手続について

市委員会は、令和８年５月２日の異議申出提出時に、申立人から口頭意見陳述は希望しない旨を口頭で確認している。また、同月 18 日には、申立人に対し、「追加証拠があれば随時受け付ける」旨及び「当選人戸島大樹が提出した証拠を閲覧する権利がある」旨を教示している。さらに、令和８年５月 25 日付け美選管第 76 号により、申立人に対し、口頭意見陳述の実施について、開催日時及び場所を通知するとともに、同 27 日に当選人戸島大樹から提出された意見書について、翌 28 日付け美選管第 77 号により、申立人あて送付している。加えて、同年６月 19 日付け美選管第 102 号により、申立人に対して物件提出の依頼を行い、同 25 日付けで申立人からこれを拒否する旨の回答を受け付けている。

５　当委員会の判断

（１）当選人戸島大樹の被選挙権について

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年３月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である」（昭和29年10月20日最高裁判所判決、昭和32年９月13日最高裁判所判決、昭和35年３月22日最高裁判所判決、平成９年８月25日最高裁判所判決）とされている。

以上の観点から、本件期間における当選人の生活の本拠たる住所について、上記１から４に基づく本件期間における当選人の生活実態を推認の上、判断する。

ア　起居寝食及び生活実態について

近隣住民４名及び自治会長の証言において、令和7年12月頃から、当選人戸島大樹が本件住所から毎日自動車で出かける姿が目撃されており、地域社会において美馬市内に居住していると認識されている。また、各種郵便物も本件住所に届いており、これらの事実は客観的に生活の本拠たる実態を具備していると判断する上で重要な要素である。

イ　生活インフラ及び各種書類について

マイナンバーカード、運転免許証、車庫証明、自賠責証明の写しに記載された住所はすべて本件住所である。また、電気使用量及び水道使用量について、当選人が本件アパートから本件住所へ起居する場所を移転したとされる令和7年12月前後の比較においても、前年同時期における比較においても、本件住所と本件アパートとの間に明確な差は見られないが、それぞれ３人世帯の１か月当たり平均使用量と比較しても不自然なものとはいえない。また、本件住所における水道使用量が３人世帯平均より少ない点については、温浴施設の頻繁な利用、同居する親の入院、外食の多さによって合理的に説明される。ただし、これらの事実は、本件住所及び本件アパートに複数人が居住していることをうかがわせるものではあるが、当選人の居住実態を推認できるとまではいえない。

ウ　妻子との別居事情及び生活の一体性について

「妻子を選挙に巻き込まない」との約束に基づき妻子が本件アパートに寝泊まりしているが、妻は日中に美馬市内の農地で農業を協働し、第一子の通学や習い事の送迎等も含め、実質的な家族関係及び協力・扶助関係は緊密に維持されている。したがって、寝泊まりする場所が別であることや本件アパートの賃借人が当選人戸島大樹名義であることは、当選人本人の生活の本拠が美馬市内にあるとの認定を妨げるものではない。

エ　立候補届出受領時における形式的審査権について

申立人は、立候補届出の受付に過失があると主張するが、判例（昭和28年５月15日最高裁）のとおり、選挙長の審査権限は書類の形式的審査に限られ、届出時に実質的な居住実態調査を行う権限はない。したがって、届出受付手続に違法又は過失は認められない。

オ　小括

申立人は「２月末から３月の２週間程度しか完全に移動していない」旨主張するが、具体的証拠の提出はなく、上記の客観的物証及び具体的証言に照らし採用できない。よって、当選人戸島大樹は本件期間を通じて美馬市内に客観的な生活の本拠を有しており、被選挙権を有していたと認められる。

（２）市委員会の審理手続の正当性について

申立人は、市委員会からの連絡、説明等がなく、不透明な審理手続である旨主張するが、市委員会は行政不服審査法に基づき、口頭意見陳述の機会を事前に伝達するとともに、意見書や物件提出依頼等を送付するなど弁明の機会を付与していたにもかかわらず、申立人

自らが不参加又は提出拒否を選択、回答したことが確認できることから、適正な審理手続が確保されていたと認められる。また、現地確認、当選人戸島大樹に対する質問、関係人聞き取り等の職権調査も慎重かつ適切に行われており、審理手続に違法又は不当な点は認められない。

（３）結論

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がなく、処分庁である市委員会がした原決定は、その結論において正当であり、取り消すべき瑕疵は認められない。したがって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和８年 10 月 23 日

徳島県選挙管理委員会
委員長　　岩　丸　正　史

（教示）

公職選挙法第 207 条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。

徳島県選挙管理委員会告示第93号

令和８年４月19日執行の美馬市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第１００号）第２１５条の規定により告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　丸　正　史

裁　決　書

徳島県美馬市脇町字拝原 2573 番地 8
審査申立人　　中　川　重　文

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和８年８月 12 日付けで提起された令和８年４月 19 日執行の美馬市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査申立て」という。）について、徳島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主　文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、美馬市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は令和８年７月 21 日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選人藤原昌樹の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てたものである

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

１　当選人藤原昌樹の当選の効力について

当選人藤原昌樹は、投票を得る目的で戸別訪問を行ったほか、本件選挙の期日当日にも美馬町近隣において投票を得る目的で戸別訪問を行うなど、公職選挙法第 129 条（選挙運動の期間）及び第 138 条（戸別訪問の禁止）に違反する行為を公然と行った。このような重大な公職選挙法違反行為を行った者の当選は無効とされるべきである。

２　市委員会の審理手続に対する不服について

市委員会は申立人への連絡や説明を行わず、不透明な審理手続を進め、当選人に配慮した決定を行った。市民の疑問に対して説明責任を果たさず棄却した原決定には重大な手続的瑕疵が存在する。

争　点

本件審査申立てにおける争点は次のとおりである。

１　当選人藤原昌樹に対する公職選挙法違反主張の争訟対象性について

申立人が主張する選挙運動期間外の行動や選挙日当日の戸別訪問等の公職選挙法違反行為の存在が、本件当選の効力に関する争訟において直接の当選無効事由となり得るか、また選挙管理委員会にこれらを認定及び判示する権限があるか否か。

２　市委員会の審理手続の瑕疵について

地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出については、公職選挙法第216条第１項において、「行政不服審査法第９条第４項、第11条から第13条まで、第19条第２項（第３号及び第５号を除く。）及び第４項、第23条、第24条、第27条、第30条第２項及び第３項、第31条（第５項を除く。）、第32条第１項及び第３項、第33条、第35条から第37条ま

で、第38条（第６項を除く。）、第39条、第41条第１項及び第２項、同条第３項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第１項及び第２項並びに第53条の規定を準用する。」と規定されており、これに則った手続となっていたか否か。

裁決の理由

当委員会は、本件審査申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書（令和８年９月 15 日付け美選管第 215 号）及び関係書類等物件の提出を求めた。また、申立人に対して弁明書副本を送付し、反論書の提出を求めたが提出はなく、口頭意見陳述の申立ての有無についても聞き取ったが、希望はなかった。そのため、提出された書類等に基づき慎重かつ厳正に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

１　審査の申立てに対する市委員会の弁明

（１）当選人藤原昌樹に対する公職選挙法違反の主張について

公職選挙法上の当選の効力に関する争訟においては、被選挙権等当選人となり得る資格の有無の違法を争うものであり、個々の罰則該当行為の存否をもって直接に当選無効を主張することは含まない（昭和 28 年２月 17 日東京高裁判決）。また、選挙犯罪による当選無効は、公職選挙法第 251 条の規定により、刑事裁判において刑に処せられたときに裁判の結果として発生するものであり（平成４年 12 月 17 日名古屋高裁判決）、選挙に関する事務を管理する行政機関である選挙管理委員会に選挙違反の取締権限や違法事実を認定する権限はない。したがって、申立人の主張は理由がない。

（２）市委員会の審理手続の正当性及び職権調査の実施状況について

申立人は「美馬市選挙管理委員会委員長含めて４人がどの様に思っているのかを、お聞きしたいと思っていましたが、美馬市の職員に合わせて頂けませんでした。」等と主張するが、市委員会は令和８年５月２日の異議申出提出時において、口頭意見陳述の機会を通知したものの、申立人自身が口頭で「希望しない」旨回答している。また、市委員会は異議申出提出の相談時において、公職選挙法第 206 条に規定する地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出において判断されるものではない旨を説明している。

２　当委員会の判断

（１）当選人藤原昌樹に対する公職選挙法違反主張による争訟対象性について

申立人は、当選人藤原昌樹の選挙運動期間外の行動及び選挙日当日の戸別訪問等を理由に当選無効を主張する。しかしながら、公職選挙法第 206 条に規定される当選の効力に関する争訟は、「選挙の管理機関の決定手続、得票数の算定、候補者の被選挙権の有無等の違法を争うもの」であり、個々の候補者が戸別訪問を行った等の罰則該当行為の存在をもって直接に当選の効力を争うことは含まない（昭和 28 年２月 17 日東京高等裁判所判決）。

また、公職選挙法第 251 条に規定される当選人の選挙犯罪による当選無効は、司法機関による裁判で刑に処せられたときに法律上当然に発生するものであり（平成４年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決）、選挙に関する事務を管理する行政機関である選挙管理委員会に選挙違反の取締権限や違法事実を認定する権限はない。したがって、原決定に瑕疵はない。

（２）市委員会の審理手続の正当性について

申立人は、市委員会からの連絡、説明等がなく、不透明な審理手続である旨主張するが、上記のとおり、市委員会は選挙犯罪に関して、これを取り締まる権限や違法事実を認定する権限を有しないことは明らかである。また、令和８年４月 30 日の市委員会の対応録によれば、申立人に対し、「仮に選挙運動違反をしていたとして、司法で有罪とならなければ

当選無効とはならない」旨を説明しており、同年５月２日に異議申出書を受け付けた際にも同様の趣旨を伝えている。さらに、その際、市委員会は口頭意見陳述の機会について告知した上で、申立人が「希望しない」旨を回答している。したがって、市委員会は申立人に対して異議申出の手続や審理の対象に関する説明を十分行っており、申立人の弁明の機会を不当に制限したような事実は認められない。

（３）結論

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がなく、処分庁である市委員会がした原決定は、その結論において正当であり、取り消すべき瑕疵は認められない。したがって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和８年 10 月 23 日

徳島県選挙管理委員会
委員長　　岩　丸　正　史

（教示）

公職選挙法第 207 条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。

徳島県監査委員公表第１６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定に基づき、徳島県知事から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和８年１０月３０日

徳島県監査委員　大　西　康　生
同　福　山　正　啓
同　木　下　賢　功
同　仁　木　啓　人

令和７年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：労働力不足対策に関する事業全般について

報告書ページ	項　目	指　摘　及　び　意　見	講　じ　た　措　置　等	措置状況
	とくしまジョブステーション運営事業			
10	事業の周知について	「とくしまジョブステーション」及び「ジョブナビとくしま」の利用者は極めて少なく、事業がその役割を十分に果たしているとは言い難い。事業内容の再考と併せて、周知方法についても根本的な見直しが必要である。 （指摘１）	令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、ハローワーク求人との自動連携及び大手求人検索サイトへの自動掲載の機能を実装するなど、利便性向上のための見直しを行った。また、令和８年度から「とくしまジョブステーション」のコーディネーターが企業訪問を行うほか、ＳＮＳ広告によるＰＲや大学との連携による周知に取り組んだ。 （労働雇用政策課）	措置済み
10-12	「とくしまジョブステーション」について	「とくしまジョブステーション」は、その相談件数が極めて少ないことから、主たる役割（ＵＩＪターン者の確保）を果たしているとは言い難い。事業の根本的な見直しが必要である。 （指摘２）	とくしまジョブステーションの設置については、徳島労働局との一体的実施事業に係る協定により役割分担がなされていることから、徳島労働局と協議の上、見直しを図る。 （労働雇用政策課）	検討中
12		「とくしまジョブステーション」は、あくまで主としてＵＩＪターン希望者を対象とす	とくしまジョブステーションの在り方も踏まえ、成果指標についても見直しを図る。	検討中

		る事業である以上、その成果指標は当該目的に従ったものとすることが相当であり、別事業である「ジョブカフェとくしま」等と統合した現状の指標は見直すべきである。 （意見１）	（労働雇用政策課）	
12-13		「とくしまジョブステーション」が設置されている徳島駅クレメントプラザ５階において、県、国の様々な施設が各役割を有機的に果たす構造となっているのであれば、それに応じた形での一体的かつ集約的な周知広報活動がなされるべきである。また、これに応じて「徳島駅クレメントプラザ５階」に集約されている施設全体としての成果指標を別途定めることが必要である。 （意見２）	徳島労働局との一体的実施事業に係る協定に基づき、運営協議会による情報共有を図っているほか、毎年度、一体的実施事業に係る事業計画及び目標を定め、検証を行っている。 令和８年８月に県及び国が共同主催する「８６ワーク就活フェア」において周知広報活動を行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
13-15	「ジョブナビとくしま」について	「ジョブナビとくしま」の独自性を基礎づける移住支援対象法人の登録者数が少ない理由を再検証し、その増加に努めるべきである。 （意見３）	令和８年３月に「ジョブナビとくしま」に移住支援金の特設ページを設けるとともに、とくしまジョブステーションのコーディネーターが企業への架電や訪問により直接説明を行っている。 （労働雇用政策課）	措置済み
15-16		「ジョブナビとくしま」は、県の就業支援において中心的な役割を果たすホームページであるが、令和６年度に同ホームページを活用して就職された方の人数が２２名にとどまるなど、同ホームページの利用度が極めて低い。今後、当ホームページの果たすべき役割やホームページの構成等、根本的な見直しが必要である。 （指摘３）	令和８年３月にジョブナビとくしまの機能改修を行い、利用者向けに会員登録せずに簡単に求人やインターンシップに応募できる仕様とし、企業向けにはジョブナビを通じて大手検索サイトに求人情報を自動掲載する仕様とするなど、利便性向上のための抜本的な見直しを行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
16-17		業務仕様書に記載されている情報収集業務、提案業務について、国や他県等のＵＩＪターン関連の取組や、利用者低迷に対する政策提言につながる具体的な提案を文書で求め	令和７年度から「ジョブナビとくしま」の運営を含むジョブステーション運営業務を委託から直営に変更し、情報発信に特化した「ジョブナビとくしま発信力強化事業」の委託を開始し	措置済み

		るとともに、委託先と協議を重ね、ＰＤＣＡサイクルを繰り返すべきである。 （意見４）	た。毎週、委託事業者との定例会を実施し、課題の共有と即応できる体制を構築した。 令和８年度における「ジョブナビとくしま」の閲覧者数、登録企業数、求人件数は、いずれも令和６年度末より大きく増加している。 （労働雇用政策課）	
	職場適応訓練			
19-20	事業の周知について	障がい者の雇用に関し、これまで雇用をしてこなかった事業所、潜在的に障がい者雇用の需要のある事業所等に重点的にアプローチするなど、一般的な周知にとどまらない、実効的な広報が必要である。 （意見５）	令和８年度から、これまで障がい者を雇用していなかった企業等を中心に訪問し、支援策の紹介や関係機関への取次を行う取組において職場適応訓練について説明を行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
19-20		制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、福祉関係者や支援者、家族らが制度を目にすることが制度の利用につながることも考えられる。障がい者や事業所のみならず、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。 （意見６）	障がい者雇用ナビにおいて広く周知を図るとともに、徳島労働局と連携し、福祉分野等の関係機関が集まる会議等において当該制度の周知を図った。また、現在策定中の「とくしま障がい者雇用促進行動計画（第７期）」に当該制度について明記するとともに、「とくしま障がい者雇用促進県民会議」においても当該制度の周知を図っている。 （労働雇用政策課）	措置済み
20-21	本制度の利用メリットについて	制度の案内を行うに当たっては、単に支給要件や支給内容を掲載するだけではなく、制度の利用者にとって、具体的にどのようなメリットや意義があるかどうかも併せて周知することによって、利用者がメリットを感じることができる、具体的に利用したいと思うことができるような検討材料を提供すべきである。 （意見７）	利用者の方が納得して支援制度を選択できるよう、案内を行う各ハローワーク担当者との情報共有を図り、制度の周知を行っている。特に、職歴や就労経験が少なく、まずは働くことに慣れたいといった求職者の場合は、トライアル雇用よりも本制度が適しているというメリットを周知している。 （労働雇用政策課）	措置済み
	重度心身障害者雇用奨励金			

23	事業の周知について	令和４年度からの周知への取組は評価できるが、過去の利用企業者数に鑑みれば、更なる周知向上への取組を行っていくべきである。 （意見８）	本奨励金の対象者である国の特定求職者雇用開発助成金の対象者に対して案内の取りこぼしがないよう、包括外部監査の過程において改善に取り組み、令和８年２月から、ハローワークの担当者会議において、新任担当者を含む各ハローワークの担当者に制度説明を複数回行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
23-24	成果指標について	成果指標として、「重度心身障害者雇用奨励金」による雇用率の上昇につなげるための基礎的な数値を設定するべきである。 （意見９）	令和８年度中に「とくしま障がい者雇用促進行動計画」の次期計画の策定作業を行うことから各関係機関のご意見をお聞きしながら適当な成果指標について検討する。 （労働雇用政策課）	検討中
	徳島県賃上げ応援サポート事業			
26-27	事業の案内チラシの有効性について	案内チラシの記載内容について、事業者が適用対象かどうかをより容易に判断できるよう、記載を見直すべきである。 （意見１０）	令和８年４月に「申請の手引き」を「案内チラシ」に替わるものとして作成し、事業者が適用対象となるかをより容易に判断できるよう、記載内容の見直しを行った。 （労働雇用政策課）	措置済み
	移住促進デジタルマーケティング活用事業			
29-30	本事業の前提条件、成果について	「移住促進デジタルマーケティング活用事業」は、県の移住政策がベースになっておらず、委託先に一任されている感が否めない。今後は、より具体的な県における移住政策の柱及び成果指標を策定し、委託先と協議を重ねながらＰＤＣＡサイクルを実施すべきである。 （意見１１）	令和８年度から、配信ターゲットやエリアについて県の施策と合致するよう委託事業者と協議の上、広告配信している。また配信後はその結果について共有し、次の配信にその成果を活かしている。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
	広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト			
32-33	委託先からの	東京、徳島において移住希望者からの相談	令和８年度から、委託事業者から毎月の報告	措置済み

	報告及びその活用について	を受ける業務等を事業者に委託しているが、今後の県における移住政策に活用するための十分な報告を委託先から受領できていない。今後は、県における移住政策の柱を委託先と共有し、移住希望者の実情との比較、県が発信しているＳＮＳの浸透度合、他の自治体における移住政策の検討等の報告等を事業者から書面で受領し、その結果を分析し、県の移住政策に活用すべきである。 （意見１２）	を書面で提出してもらうとともに、毎月、県担当者と定期ミーティングを行い、相談状況や情報発信等の共有を図り、効果的な移住施策が展開できるよう体制を構築した。 （労働雇用政策課移住交流室）	
36-37	住んでみんで徳島で！ 移住交流拡大事業			
	事業の有効性について	移住フェア等への参加者がより詳しい情報を知るために県の移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」を訪れた場合等に、「仕事」のページにおいて、仕事に係る情報だけでなく、関連する移住支援制度（「徳島わくわく移住支援事業」等）の内容も掲載することで、これらの情報について一覧性をもって確認できるよう、サイトの構成を見直す必要がある。 （意見１３）	令和８年８月に、移住ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」の「仕事」のページにおいて、「移住支援金」について掲載した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
39	みんなでリスタート！＃徳島移住促進事業			
	事業の周知について	「みんなでリスタート！＃徳島移住促進事業」は廃止が予定されている事業であるが、引継ぎ先事業も含め予算の執行率は低迷しており、子育て世代の移住に関するニーズが十分に分析できていない可能性がある。今後、担当課においては、他の移住関連事業からの情報・分析結果を活用し、移住支援金制度の参考とすべきである。 （意見１４）	令和８年度から他の移住関連事業からの情報・分析結果を活用し、移住支援金制度の参考とする。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置予定
	徳島わくわく移住支援事業			

41-42	移住支援事業の周知について	「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。 （意見１５）	令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、「移住支援金について」のページを開設し、求職者及び企業向けの案内を掲載した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
42	移住支援事業の周知検証手段について	本事業の周知検証手段として、「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を加えることが適切である。 （意見１６）	令和８年度から移住支援事業の周知検証手段に「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を追加した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
42-43	地方就職学生支援事業の周知について	「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。 （意見１７）	本事業については、申請対象が学生だけではないことから、利用者の利便性を考え、令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、移住支援事業と本事業を一体的に紹介する「移住支援金について」のページを開設し、求職者及び企業向けの案内を掲載した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
43-44	地方就職学生支援事業の周知検証手段について	「ジョブナビとくしま」内に本事業に特化したページを作成し、その閲覧数を本事業の周知検証手段として加えることは有益であると考えるため、周知方法やその検証手段について工夫を重ねることが望ましい。 （意見１８）	本事業については、申請対象が学生だけではないことから、利用者の利便性を考え、令和８年３月に「ジョブナビとくしま」の機能改修を行い、移住支援事業と本事業を一体的に紹介する「移住支援金について」のページを開設し、令和８年度から本事業の周知検証手段に「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を追加した。 （労働雇用政策課移住交流室）	措置済み
	タクシー運転手確保支援事業			
46-47	事業の周知について	「タクシー運転手確保支援事業」に関し、県は、タクシー事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、補助金が有効に活用されるために、当該市町村と連	本事業を有効に活用し補助目的を達成するため、県下の市町村を５つのエリアに分割したワーキンググループ内で、各市町村の担当者へ、本補助事業の直接的な案内を実施するととも	措置済み

		携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。 （意見１９）	に、全市町村に向けて電子メールによる要綱・要領の配布及び周知を徹底した。 また、県内のタクシー会社が会員となっている関係団体が参画する「徳島県公共交通『担い手』創出ワーキンググループ」において、事業案内や意見交換を行うとともに、県ホームページ上において広く会議資料や事業内容を公開するなど、多角的な周知活動を推進した。 （交通政策課）	
47-48	成果指標について	「タクシー運転手確保支援事業」の目的に女性のタクシー運転手の増加との点も含まれる以上、単純に第二種運転免許を取得した運転者数のみを成果指標とすることが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。 （意見２０）	本事業は、人口減少などによる労働力不足の中、喫緊の課題であるタクシーの運転手不足を解消することが目的であることから、運転手確保につながる二種免許取得助成や環境整備などの各種の取組を支援しているもの。 男女別のトイレや更衣室などの環境整備を補助対象とすることで、本事業を通じてタクシー会社に対し、女性も含め、多様な人材の確保・定着に向けた取組への意識づけを行いつつ、成果指標は、男女問わず二種免許を取得した運転者数に設定することで、タクシー会社の運転手確保に向けた幅広いアプローチに繋がると考えている。 （交通政策課）	措置済み
48-49	事業の予算検証について	「タクシー運転手確保支援事業」のように、目的に公益性があり、県としても喫緊の課題として認識している業種等に対する支援については、公費をもって支援することで、十分支援の目的が達成されるよう、次年度以降の実施内容や予算規模等を十分検証すべきである。 （意見２１）	公益性が高く県としても喫緊の課題であるタクシー運転手不足の解消に向け、これまでの実施内容や課題の検証及び市町村への需要調査を実施した上で、需要規模を充足できる予算を確保した。引き続き市町村と連携し、タクシー事業者の運転手確保の取組の支援に取り組む。 （交通政策課）	措置済み
	「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業			
53-54	事業の周知について	「「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業」（奨学金返還支援制度）について、奨学	県内大学で行われる日本学生支援機構の奨学金の制度説明会等の機会を活用し、より一層の	措置予定

		金の支給者である日本学生支援機構とも連携し、学生をはじめとする制度対象者へのより一層の周知に努めるべきである。 （意見２２）	制度の周知を行う予定である。 （こども未来政策課）	
54-56	ホームページの案内内容について	補助金の支給対象者のように、重要な支給要件や、全国枠と県内枠で異なっている支給要件については、ホームページ上で目立つ形で案内するべきである。 （意見２３）	令和８年９月にホームページの掲載内容を精査し、重要な支給要件や、全国枠と県内枠で異なっている支給要件については、ホームページ上に目立つ形で掲載した。 （こども未来政策課）	措置済み
54-56		「ジョブナビとくしま」のように、関連する県のホームページでも、概要を紹介することが望ましい。 （意見２４）	令和８年９月に「ジョブナビとくしま」のホームページにおいて、返還支援制度の概要を掲載した。 （こども未来政策課）	措置済み
56	「Ｑ＆Ａ」の内容について	ホームページにおいて、誤解のない内容が案内されるように、掲載内容を精査する必要がある。 （意見２５）	令和８年９月にホームページの掲載内容を精査し、Ｑ＆Ａにおける誤解を生む記載を修正した。 （こども未来政策課）	措置済み
56-57	事業の実施内容について	事業の実施内容はより多くの若者の就労を確保できるよう、引き続き見直しを重ねていく必要がある。 （意見２６）	若者の県内就業の促進と人材の確保を図るため、引き続き制度の見直しを重ねていく予定である。 （こども未来政策課）	措置予定
	保育士修学資金等貸付事業			
59-60	事業の周知について	「ジョブナビとくしま」や「住んでみんで徳島で！」でも、徳島県保育士・保育所支援センター等のホームページと連携し、それぞれのホームページの閲覧者がより分かりやすく徳島県保育士・保育所支援センターの求人情報にたどり着けるよう、本事業の周知方法を工夫することが望ましい。 （意見２７）	移住希望者や一般求職者の中からの保育人材の掘り起こしを図るため、「ジョブナビとくしま」及び「住んでみんで徳島で！」を所管する各課と連携し、令和８年３月に、各ホームページ内から、本県が「徳島県保育士・保育所支援センター」の運営を委託している徳島県社会福祉協議会の求人サイト「徳島県福祉人材センター（アイネット）」へ直接アクセスできるリン	措置済み

			クを設置した。これにより、それぞれのホームページの閲覧者がスムーズに保育士の求人情報にたどり着けるよう、本事業の周知方法の改善を図った。 （子育て応援課）	
62-64	①未来の保育士定着促進事業／②保育士人材バンク活用促進事業			
	事業の周知について	県は、保育事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、保育現場の保育士不足の改善につながるよう、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。 （意見２８）	事業①については、見込んでいた学生の確保が進まなかったことが実績低下の要因となっていると考えられる。そのため、本事業が有効に活用されるよう、従来の保育士・保育所支援センターでの求人掲載等に加え、保育士養成施設への訪問や、就職イベント等を通じた積極的なマッチング支援を実施し、学生と施設のマッチングのより一層の強化を図った。 事業②については、就労を希望する保育士本人に広く情報が届くよう、令和８年９月に県のホームページにおいて事業内容を掲載し、そこから徳島県保育士・保育所支援センターの専用ページ（短期間・短時間雇用向けページ）へ直接アクセスできる導線を設けた。併せて、事業の実施主体である市町村に対しても周知を図り、本事業の積極的な導入・活用に向けた働きかけを行った。 （子育て応援課）	措置済み
66	①徳島県保育体制推進事業／②徳島県保育補助者雇上推進事業			
	事業の周知について	市町村に対して周知活動が行われているが、予算の執行率が低い点を鑑みると、市町村との協議を十分に行い、保育施設からの意見聴取等を制度の運用、見直しに活かすべきである。 （意見２９）	本事業の基本的な枠組みは国の実施要領に基づいているため、抜本的な制度見直しは困難であるが、現行の制度を最大限活用できるよう、令和８年９月１７日開催の保育担当者会議において、市町村及び施設に対し、事業の趣旨やメリット、活用事例などについて改めて周知し、本事業のさらなる実践・推進を図った。 （子育て応援課）	措置済み

67-68	求人の手法について	「徳島県保育体制推進事業」、「徳島県保育補助者雇上推進事業」については、保育士の負担軽減、離職防止等、趣旨としては有益であるが、予算の執行率、制度を適用している事業者の数からすると、十分に制度が活用されているとは言い難い。その理由として、応募者が少ないことが挙げられているが、今後は、保育の資格や職務経験のない者を保育の現場に雇い入れるという特殊性を鑑み、職務体験が可能とすることにより応募者に対するハードルを低くする等、応募者が少ない要因を十分に分析した上で、応募者を増やす工夫が必要である。 （意見３０）	徳島県保育士・保育所支援センターでは、無資格者や未経験者等の就労不安を解消するため、実際の業務や雰囲気を実体験できる「保育施設見学・職場体験」を実施しているとともに、保育施設等の求人票に「見学・体験」できる旨を明記しているところである。さらに、求職者の利便性向上を図るため、令和８年３月にホームページの改修を行い、メニューバーに「見学体験」を追加した。 また、令和７年７月から、同センターに新たにキャリアコンサルタントを配置し、求職者との相談を通してこうした見学・体験について直接案内するとともに、必要に応じて同職員が同行するなど、就労への心理的負担を軽減するきめ細やかな支援をより一層強化し、本事業の活用促進と、就労機会の創出を図った。 （子育て応援課）	措置済み
73-74	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 補助の件数制限について	「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」について、事業初年度に十分利用がなされなかったことを踏まえ、今後、資格の取得希望者が本事業を利用し難い要因があるのかどうか、特に、交付要綱において、支給対象者を原則１施設当たり１名と限っていることを見直すことは考えられないかどうかを、検証すべきである。 （意見３１）	「支給対象者を原則１施設当たり１名」とする旨は、限られた予算内で多くの施設に公平に機会を提供することを意図して規定したものであるが、取得希望者の利用を促進するため、原則１施設１名とするものの、予算執行状況を鑑みて１施設あたり複数名を支給対象とすることとした。また、本事業に対する各施設へのヒアリングを実施し、「利用し難い要因」の検証及び改善を図った。 （こども家庭支援課）	措置済み
78	徳島県病院見学支援事業 事業の実施要綱について	「徳島県病院見学支援事業実施要綱」を所管する徳島県臨床研修連絡協議会に対し、第３条１項２号の修正を申し入れるべきである。	包括外部監査の過程において直ちに改善に取り組み、徳島県臨床研修連絡協議会に対して申し入れを行った結果、令和７年１０月に修正が行われた。	措置済み

		（意見３２）	（医療政策課）	
	医師就労環境改善支援事業			
81-82	利用要件の周知方法について	要件充足性を確認するために提出しなければならない書類の内容を具体的に明らかにしたり、過去に利用できた事例を紹介したりすることで、補助の利用を検討する者にとって、「医師就労環境改善支援事業」の利用要件が分かりやすくなるような周知を心掛けるべきである。 （意見３３）	令和８年度の事業実施に当たっては、必要となる書類の具体例を明示するなど、利用要件等の分かりやすい周知を行う。 （医療政策課）	措置予定
82-83	申請期限について	医療機関に対して締切時期の周知が徹底されているかどうか、また、申請の締切時期を延長することはできないかどうかについて、検討するべきである。 （意見３４）	令和８年度の事業実施に当たっては、申請の締切時期の周知を徹底するとともに、利用を検討する医療機関にとって余裕のある申請時期の設定を行う。 （医療政策課）	措置予定
83-84	男性医師の利用について	制度の利用対象者を正しく案内し、利用要件の誤解や性別による固定観念を招かないように努めるべきである。 （意見３５）	令和８年度の事業実施に当たっては、子育て中の医師であれば性別を問わず対象であることを案内するなど、利用要件等の分かりやすい周知を行う。 （医療政策課）	措置予定
	県外出身看護学生Ｉターン応援事業			
86-87	事業の対象者について	支給対象者の要件が厳しく、結果的に令和６年度の支給実績がゼロとなっている。支給対象者の要件を再検討する必要がある。 （意見３６）	対象施設を県内のへき地等に所在する公立医療機関に限定しているが、地域医療における人材確保の重要性に鑑み、対象施設の範囲を拡充するなど、令和９年度予算に向けて要件緩和を検討する。 （医療政策課）	検討中
	看護師等修学資金貸付事業			
89-90	保証人の責任範囲について	保証行為における有期性、定額性の観点から、保証人に対して十分な情報提供が行われ	令和８年度新規貸与者から、保証人に対する決定通知において、貸与し得る金額及び貸与予	措置済み

		ているか、検討する必要がある。 （意見３７）	定期間等を追記した。 （医療政策課）	
	病院内保育所運営費補助事業			
94-96	事業の周知について	県のホームページに掲載するなどして、あらためて広く「病院内保育所運営費補助事業」の周知を図っていくことが望ましい。 （意見３８）	令和８年１０月に医療とくしまに実施要領等を掲載し、対象となり得る医療機関に対し周知を図った。 （医療政策課）	措置済み
97	成果指標について	看護職員従事者の維持といった抽象的な指標を「病院内保育所運営費補助事業」の成果を図る指標と設定することは相当ではなく、事業の対象となる子育て世代に焦点を当て、本事業の利用が十分なされていない要因を把握し、今後の事業の見直しを検討するべきである。 （意見３９）	事業効果や事業対象の見直し等については、予算規模や事業効果等の検討に時間を要するため、令和９年度予算に向けて検討する。 （医療政策課）	検討中
98	実施要領について	徳島県病院内保育所運営補助事業実施要領第２項の補助対象の規定について、事業の対象者が明確に特定される（例えば、「等」という表現を避ける）よう、記載内容を修正すべきである。 （指摘４）	令和８年４月１日付けの改正により、対象事業者ではなく、対象施設を「病院または有床診療所。ただし、公立・公的医療機関を除く。」に修正した。 （医療政策課）	措置済み
	看護職員就業確保支援事業			
100-101	事業の周知について	「看護職員ＵＩターン支援事業」においては、「ジョブナビとくしま」や「住んでみんで徳島で！」の活用など、より徹底した事業周知の方法が検討されるべきである。 （意見４０）	委託先である徳島県看護協会が「ジョブナビとくしま」及び「住んでみんで徳島で！」のリンク集等に就業相談等を行っている旨を掲載した。 （医療政策課）	措置済み
101	成果指標について	成果指標は事業の種類ごとに有効性を精査しうるよう、検討されるべきである。	令和８年４月に有効性を精査し得る指標を設定した。	措置済み

		（意見４１）	（医療政策課）	
	看護職員勤務環境改善推進事業			
103-104	事業の周知について	「看護職員勤務環境改善推進事業」を改めて対象者に周知し、利用を促すことが相当である。 （意見４２）	令和８年１０月に医療とくしまに実施要領等を掲載し、対象者に対して周知を図った。 （医療政策課）	措置済み
104	事業の内容について	「看護職員勤務環境改善推進事業」の「導入時における１回限り」との内容について再検討することが相当である。 （意見４３）	事業開始から補助した医療機関が多いことから、医療機関への調査等を実施し、現場のニーズと照らして、本事業の継続も含め内容を検討することとした。令和９年度に向けて方針を決定する予定である。 （医療政策課）	検討中
	産科医等確保支援事業			
106-107	事業の有効性について	県内で産科医の確保を図る、特に、県内でも産科医が少ない南部医療圏と西部医療圏で産科医の確保を図るため、「産科医等確保支援事業」が有効な施策となっているかどうか、検討する必要がある。 （意見４４）	県として、まずは「県全体の産科医数」を確保する必要があることから、本事業のような全県的な支援を行っている。 一方で、産科医が少ない南部・西部医療圏における周産期医療体制の確保は、本事業に加え、限られた医療資源を有効に生かすための役割分担や広域連携、新たな財政支援等の施策と組み合わせて対応している。 南部圏域においては、徳島赤十字病院を「地域周産期母子医療センター」に位置づけ２４時間体制での周産期救急医療に対応し、西部圏域においては、公立３病院の協定により「つるぎ町立半田病院」を地域の中核としつつ、ハイリスク分娩等については東部の周産期母子医療センターと連携した体制を構築している。 更に、令和７年度からは分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域への直接的な対策として、つるぎ町立半田病院などを対象に、分娩取扱を継続するための費用を支援している。 こうした各地域の実情に応じた体制整備・直	措置済み

			接支援と併せ、本事業による全県的な支援を継続することで、引き続き産科医の確保と安全安心な周産期医療体制の維持に努める。 （医療政策課）	
112	外国人介護人材マッチング支援事業			
	成果指標について	成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。 （意見４５）	本事業は、アンケート等から得られた課題を踏まえ、令和７年度末をもって廃止し、令和８年度から、外国人介護人材の獲得・定着を強化するための事業内容に見直すとともに、成果指標等を設定した。今後は、成果指標に基づき、事業の有効性を検証しながら実施していく予定である。 （長寿いきがい課）	措置済み
114	外国人介護人材受入施設等環境整備事業			
	事業の周知について	周知方法について、「外国人介護人材マッチング支援事業」と一体として積極的な周知を行うことが相当である。 （意見４６）	マッチング支援に係る事業については既に廃止済みであるが、本事業については事業所の運営指導時等に周知を行っていくこととした。 （長寿いきがい課）	措置中
115	事業の成果指標について	成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。 （意見４７）	既に受け入れている事業所への定着支援も目的としていることから、補助事業所数の目標は定めているが、新たに令和８年度中に「受入れのため利用した事業所数」の把握にも努める。 （長寿いきがい課）	措置予定
117-118	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業			
	事業の周知者の拡大について	「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」を県のホームページ（「徳島県外国人介護人材関係事業について」）に掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましい。（意見４８）	令和８年度中にホームページに掲載する予定である。 （長寿いきがい課）	措置予定

119-120		外国人労働者の人材派遣に関わる県内の支援機関とも連携して、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」の更なる周知を図っていくことが望ましい。 （意見４９）	本事業の対象であるＥＰＡ介護福祉士候補者は、公益社団法人国際厚生事業団が唯一の受入調整機関となっているところであるが、県の取組を周知することによる外国人介護人材の確保促進を目的に、令和８年度中にホームページに掲載する予定である。 （長寿いきがい課）	措置予定
122-123	徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 事業の周知について	「徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の周知について、現状のホームページでの開示を中心とした手法に依拠するだけではなく、ＳＮＳを活用するなど、補完的な手段を組み合わせることを検討すべきである。 （意見５０）	令和８年度においては、ホームページだけでなく、関係団体へ郵送にて周知を行った。また、補助金に関する説明会をオンラインで開催し、希望する事業所には、アーカイブ配信も行った。 （長寿いきがい課）	措置済み
127-128	新任福祉職員合同入職式 事業規模の定め方について	事業の実施に当たっては、事業の対象人数の具体的な把握に努め、事業の規模等に過不足がないかどうか、検証すべきである。 （意見５１）	各種統計（『介護労働実態調査（公益財団法人介護労働安定センター実施）』及び『介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省実施）』）から新入職員数を推計し、対象人数の具体的な把握に努めた。事業規模については既に当初予算要求時期を過ぎていたため、令和９年度に向けて、実績も勘案した適切な事業規模の検証を行う。 （長寿いきがい課）	措置予定
128-129	予算規模について	「新任福祉職員合同入職式事業」をはじめとして、以前から継続されている事業については、過年度の実績額、実際の予算執行額を踏まえて、次年度以降の予算枠を設けていくべきである。 （意見５２）	令和８年度予算以降も、過年度の予算執行実績に基づいた予算要求を実施している。 （長寿いきがい課）	措置済み

129-130	入職式の内容について	「新任福祉職員合同入職式事業」において、懇親会の時間を設けるなどして、新入職員同士が横のつながりを深められるように、配慮すべきである。 （意見５３）	令和８年度入職式では、４０分間の新入職員交流会を実施した。数名ずつのグループに分かれて意見交換を行う場を設け、新入職員同士が横のつながりを作ることができるよう努めた。 （長寿いきがい課）	措置済み
	介護職員研修代替職員支援事業			
132-133	事業の改善及び成果指標について	介護事業者の意見を詳細に分析し、制度の改変を検討することが必要である。 （意見５４）	介護事業者に対して実施したアンケート結果を踏まえ、本事業は令和７年度末をもって廃止した。令和８年度からは、後継事業として「介護職員キャリアアップ研修支援事業」を実施している。 （長寿いきがい課）	措置済み
132-133		成果指標を定め、当該改変が有効であるかどうかを検証できるようにする必要がある。 （意見５５）	本事業は令和７年度末をもって廃止し、後継事業の「介護職員キャリアアップ研修支援事業」において成果指標を定めた。今後は成果指標に基づき、事業の有効性を検証していく予定である。 （長寿いきがい課）	措置済み
	徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業			
135-136	事業の周知について	事業専用ホームページの改定や「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業」の検索サイト・就職支援サイトへの明記など、本事業を介護職員及び求職者に対して「見える化」できる形での周知方法に改善する必要がある。 （意見５６）	包括外部監査の過程において改善に取り組み、令和８年２月から、就職支援サイト「アイネット」に、同年３月から「ジョブナビとくしま」に本事業のリンクを掲載し、介護職員や求職者に対する情報発信を行った。 （長寿いきがい課）	措置済み
136-137	成果指標について	成果指標の定め方を再度検討する必要がある。 （意見５７）	新たな成果指標として、法人数を設定した。令和８年度は、認証事業所数累計１１０事業所、法人数累計１４法人を目標に事業を実施する。 （長寿いきがい課）	措置済み

139	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）			
	事業の周知について	「徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）」の周知を行うに当たっては、制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、進学予定者やその家族らが制度を目にすることが進路の決定につながることも考えられるから、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。 （意見５８）	令和８年度の募集開始前には、教育委員会掲示板（県内の中学校が閲覧可能）へのリーフレット掲載を教育委員会に依頼するほか、福祉系高校（小松島西高校）の近隣の中学校にはリーフレットを郵送し、進学予定者やその御家族への周知を依頼する。 （長寿いきがい課）	措置予定
141	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分野就職支援金貸付事業）			
	事業の周知について	求職者へのＰＲにとどまらず、介護事業者への制度の紹介も積極的に行うとともにチラシの書き方も工夫し、当制度の利用を促進すべきである。 （意見５９）	令和８年度のチラシには、返済免除要件である「介護職員の業務に２年間従事」について、同一事業所における継続した勤務である必要はない旨を記載するとともに、求人を行っている介護事業者にチラシを送付し、当制度の利用を促していただく。 （長寿いきがい課）	措置中
145-146	Ｍ＆Ａ型事業承継促進事業			
	事業の利用拡大のための方策について	利用実績が向上している点は評価できるが、更なる利用実績向上のために、具体的な守秘義務、つまり希望者のみがホームページにおいて条件を開示することや、どの時点において、どのような情報が、誰に開示されるかについて周知させること等により、利用者の不安を取り除く必要がある。また、Ｍ＆Ａにおいては、高額な費用が必要であるとのイメージも浸透しているため、費用について、モデルケースを開示することも望みたい。 （意見６０）	令和８年度は、ホームページに企業名を公表しない事例や好事例を掲載することで事業承継に対する機運醸成と相談案件の掘り起こしを図り、また、企業名や事業への思いなどを公開し後継者を募集するサイトを構築し、移住・就労・創業人材の流入を促進、小規模事業者等の事業承継成約率向上に繋げる、という二つの方針を委託先の徳島商工会議所と定めている。 利用者の具体的な不安払拭策についても協議しており、どの段階で、どのような情報が、誰に開示されるのかを分かりやすく整理した図解やフローチャートの作成を検討している。	措置予定

			高額な費用負担のイメージが残るＭ＆Ａには、モデルケースの開示が心理的ハードルの引き下げに有効と考えているが、市場競争や実際額との乖離によるトラブル等から、開示については慎重に検討していく必要がある。 一方、Ｍ＆Ａで県と連携する民間プラットフォーマー４社は開示に極めて積極的であり、４社を含めたネットワーク（コンソーシアム）等を活用して、周知・不安解消に努めたいと考えている。 （産業成長推進課）	
149-150	プロフェッショナル人材戦略拠点事業			
	事業担当者の欠員について	「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を始めとして、県が事業を外部へ委託する場合、特に、長期間にわたって事業を委託したり、当該事業を担当する専任の担当者が求められたりする場合には、委託仕様書において、委託先における専任担当者の人数を定めておいたり、欠員が生じた場合に委託先に対して速やかに人員の補充を求めたりすることで、委託先の人手不足によって委託業務が十分遂行されない事態に陥らないように注意する必要がある。 （意見６１）	令和８年度の委託に当たっては、仕様書に拠点責任者として１名の配置を必須とすることを明記した。 なお、令和７年度は、県及び委託先において、必要性を鑑み、欠員となっていた人員補充に奔走し、従前並みの人員を確保し、体制の復元を図った。 今後も人手不足による業務の影響がないよう、委託先と連携し人員確保に努める。 （産業成長推進課）	措置済み
152-153	プロフェッショナル人材確保支援費			
	事業の周知について	取次案件数からすると一定の成果を残しているが、プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動に依拠しない、金融機関や経済団体からの案件や直接の問い合わせ等については、更なる実績向上の余地があると思料するため、周知方法について工夫を検討することが必要である。 （意見６２）	令和８年４月から商工団体の議員総会等で事業説明を開始し、４回説明会を開催した。また、金融機関における事業説明の機会を増やし、令和８年７月には、２金融機関の支店長会議等で事業概要を説明した。 今後もこれら関係機関への周知方法を工夫し、拠点に依拠しない自律的な案件発掘体制を構築することで、一層の成果向上に努める。 （産業成長推進課）	措置済み

	ものづくり企業ＤＸ加速化事業			
157-159	委託費について	「ものづくり企業ＤＸ加速化事業」について、委託先が支払っているＤＸ専任コーディネーターの費用について、ＤＸ専任コーディネーターがどのような経歴や技能の人物であるのか、どのような勤務形態であったのか（専任という委託の要件が守られているのか）、その費用が適正なものであるかどうかについて、委託先へ確認し、適正な委託費の利用が図られるように努めるべきである。 （意見６３）	令和７年度の委託業務完了報告時にコーディネーターの経歴・技能、勤務形態等を記した資料の提出を求め、ＤＸ専任コーディネーターの費用が適正であることを確認した。 （イノベーション創出課）	措置済み
159-161	随意契約について	「ものづくり企業ＤＸ加速化事業」では、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、１者随意契約を行っているが、真にその要件を満たすかどうか、十分に検討されているとは言い難い。県の実施する事業において、このような事例がみられることは、過去の外部監査の際にも指摘されているところであり、今後の契約に当たっては、改めて注意を払う必要がある。 （意見６４）	令和８年度以降に性質または目的が競争入札に適さないことを理由として１者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、公募型プロポーザル方式による募集など、適切な委託先選定方法を採用することとした。 （イノベーション創出課）	措置済み
	大学生等の県内定着促進事業			
163-164	事業の周知について	県外大学生に向けた「大学生等の県内定着促進事業」の周知をより徹底すべきである。 （意見６５）	令和９年度事業からの実施に向けて、とくしま若者回帰アンバサダーや徳島県人会への発信など、周知対象や方法について検討している。 （イノベーション創出課）	検討中
164-165	成果指標について	「大学生等の県内定着促進事業」の成果指標に、インターンシップへの応募者数、参加者数、参加企業等の推移及び参加者の当該企業への就職率・就職者数といった事業の過程と実効性を示す中間指標を加えるべきである。さらに、これらの指標を県内大学生と県	令和９年度事業からの適用に向けて、インターンシップへの応募者数、参加者数、参加企業等の推移及び参加者の当該企業への就職率・就職者数など、事業の過程と実効性を示す中間指標を検討している。 （イノベーション創出課）	検討中

		外大学生に区分して集計し、目標人数を定めることで、本事業によるインターンシップ制度が最終指標である「県内外学生の県内就業者数」の増減にどのようにつながっているか、特にＵＩＪターンを希望する県外大学生にどれだけ届いているかについて、具体的かつ厳密に分析する体制を構築すべきである。 （意見６６）		
165	受入企業の拡大について	インターンシップを希望する学生がより幅広い企業の中から選択できるようにすること、また学生の受入れを希望する企業がより広範に学生を募集できるようにすることを目指し、事業間の連携を強化すべきである。具体的には、「大学生等の県内定着促進事業」による旅費・日当が支給されるインターンシップを、「ジョブナビとくしま」掲載企業まで拡大するなど、既存の企業情報ネットワークを活用した受入企業の拡大に関する具体的な方法を検討することが望ましい。 （意見６７）	本事業では、３～５日間のインターンシッププログラムを実施しており、この期間に受入れ可能な企業や法人を対象にしている。令和８年度は労働雇用政策課と一層連携し、受入企業等は４１社と、前年度に比べ９社増加している。引き続き、「ジョブナビとくしま」掲載企業をはじめ、本事業の対象企業の拡大に努める。 （イノベーション創出課）	措置済み
169-170	訓練手当			
	「行政手続きの手引き」について	訓練手当の手続を含め、県のホームページ内、「行政手続きの手引き」において掲載している申請や登録の手続については、分野ごとに掲載情報を整理するなどして、利用者が求める情報にたどり着きやすくなるよう、レイアウト面の改善を検討すべきである。 （意見６８）	令和８年２月に、県のホームページ内「行政手続きの手引き」において掲載している申請や登録の手続について、分野（部局）ごとに掲載情報を整理するとともに、よく見られているページを新たに表示するなど、レイアウト面の改善を行った。 （法制監察課）	措置済み
172-173	障がい者職業訓練事業			
	事業の周知について	「障がい者職業訓練事業」について、参加企業数、参加者数は限定されている。令和６年度より、障がい者職業訓練コーディネーターが障がい者就労支援施設や事業者等を積極	参加企業数及び参加者の増加を目的とし、今年度も障がい者職業訓練コーディネーターによる就労支援施設や事業者等への積極的な訪問を継続するとともに、新たに徳島県障がい者職業	措置中

		的に訪問することにより利用者は増加傾向にあるが、今後は、企業相談コーディネーターとの連携等により、更なる制度の周知に努めるとともに、現在は訓練生の就職率とされている成果指標について、参加企業数、参加者数も加えることを望みたい。 （意見６９）	センターへの周知を依頼済み。併せて、令和８年７月に県の障がい者職業訓練ホームページ及びチラシを刷新した。 今後、障がい者職業訓練コーディネーターとハローワークが連携し訓練内容に即した求人開拓を行い就職率の改善や、新たに企業相談コーディネーター等との連携によるさらなる制度の周知に取り組む予定である。 成果指標については、訓練生の就職率に加え、令和８年３月に策定した第１２次徳島県職業能力開発計画において、訓練受講者数について新たに成果指標に追加した。 （産業人材課）	
175	民間を活用した委託訓練事業 事業の周知について	求職者に向けたもののみならず、委託先に向けた「民間を活用した委託訓練事業」の周知を検討することが必要である。 （意見７０）	これまでも事業説明会などの機会を通じて委託先に向けた「民間を活用した委託訓練事業」の周知を図ってきたところであるが、今後は、より多くの事業者を確保するため、県ホームページやＳＮＳ等を活用するとともに、産業人材課や各テクノスクールに在籍する巡回就職支援員により新規事業者の開拓に努める。 （産業人材課）	措置予定
179-180	徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業 事業①と事業③の相違点について	「徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業」に関し、類似する「徳島県獣医師修学資金貸与事業」があることから、県のホームページにおいて、これらの相違点が分かりやすい形で、事業の案内がなされるべきである。 （意見７１）	令和８年度のホームページでの募集にあたり、「募集要領」の『貸与制度の種類』にて、両就学資金事業の違いを明示した。 （畜産振興課）	措置済み
180-181	実施要領について	徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領第４「事業の内容」の第１項（２）において、条項数が齟齬している点を修正する必要があり、このほかにも県が策定	包括外部監査の過程において直ちに改善に取り組み、令和８年１月１４日に「実施要領」を改定し、条項数の誤りを修正した。今後も、法令改正等に伴う県規程の改正について適正に行	措置済み

		した各規程に関し、その前提となる法律や国の規程等が存在する場合には、その改正を正しく把握して、県の規程も併せて改正していく必要がある。 （指摘５）	うこととする。 （畜産振興課）	
	フォレストリーダー育成事業			
183	事業の周知について	「フォレストリーダー育成事業」が周知対象者に十分に周知されているかどうか、委託先と検討を重ねる必要がある。 （意見７２）	本事業について、各農林事務所から市町村や林業事業体への周知を強化するとともに、委託先とも県下全体の情報を共有し、令和８年度事業において、周知が十分できたか検証する予定である。 （林業振興課）	措置中
183-184	本事業の研修内容について	「フォレストリーダー育成事業」については、過去５年間において４６名のフォレストリーダーが育成されるなど、一定の成果を上げているが、一方で新規就業者の就業後における離職率は高い。今後、離職者に歯止めをかける研修内容について、委託先と検討を重ねる必要がある。 （意見７３）	令和８年度事業においては、人材マネジメントを含めた現場管理指導のノウハウを持つ方を講師として招くなど、事業実施方法等について委託先と協議を重ね、新規就業者の離職率の低減を図る予定である。 （林業振興課）	措置予定
	とくしま林業アカデミー運営支援事業			
186	事業の周知について	「ジョブナビとくしま」に「とくしま林業アカデミー運営支援事業」の情報を恒常的に掲載することで、より広範な層への周知を図ることを検討されたい。 （意見７４）	令和８年７月に「ジョブナビとくしま」に掲載済みである。 （林業振興課）	措置済み
	森林施業プランナー育成対策事業			
188	事業の周知について	「森林施業プランナー育成対策事業」に関し、県は、「森林施業プランナー育成対策事業」や森林施業プランナー資格の概要が一般に認知されるよう、委託先とも連携して、ホ	令和８年度中に順次県のホームページ上で公表予定である。 （林業振興課）	措置予定

		ームページでの周知を強化すべきである。 （意見７５）		
190	徳島県緑の青年就業準備給付金			
	事業の周知について	「徳島県緑の青年就業準備給付金」を「ジョブナビとくしま」へ恒常的に掲載することなどにより、ＵＩＪターン希望者層や林業に関心を有する層などに対し積極的にＰＲし、林業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、林業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。 （意見７６）	令和８年度中に「ジョブナビとくしま」に、林野庁ホームページにある「緑の青年就業準備給付金」の内容を掲載する予定である。 （林業振興課）	措置予定
192	とくしま漁業アカデミー運営事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）			
	事業の周知について	より広範な層への周知を図ることを検討されたい。 （意見７７）	包括外部監査の過程において改善に取り組み、令和８年２月から「とくしま漁業アカデミー」研修生募集について、「ジョブナビとくしま」に掲載し周知を図るとともに、東京・大阪で開催された移住フェアに出展し、移住希望者に対する周知を図った。 （水産振興課）	措置済み
194-195	人づくり革命・漁業リカレント事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）			
	事業の周知（浜の担い手育成支援事業）について	「人づくり革命・漁業リカレント事業（浜の担い手育成支援事業）」についても、県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましいと考えられる。 （意見７８）	本事業について、令和８年３月から県のホームページに掲載し、広く周知を図った。 （水産振興課）	措置済み
195-196	事業の周知（漁業経営高度化支援事業）について	「人づくり革命・漁業リカレント事業（漁業経営高度化支援事業）」についても、「とくしま漁業アカデミー」や県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていく	包括外部監査の過程において改善に取り組み、本事業の実施内容が決定した令和８年１月に、県及び「とくしま漁業アカデミー」のホームページに掲載し、広く周知を図った。	措置済み

		ことが望ましいと考えられる。 （意見７９）	（水産振興課）	
198-199	とくしま漁業アカデミー活性化支援事業（とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）			
	事業の周知について	とくしま漁業アカデミーの生徒募集要項に制度を記載する、「ジョブナビとくしま」への恒常的に掲載するなどにより、ＵＩＪターン希望者層や漁業に関心を有する層などに対し積極的にＰＲし、漁業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、とくしま漁業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。 （意見８０）	「ジョブナビとくしま」内「支援情報・相談窓口」において「とくしま漁業アカデミー」の情報を恒常的に掲載するとともに、令和８年３月から「県庁コールセンターすだちくんコール」に本事業を掲載し、「ジョブナビとくしま」と併せて事業の周知を図った。 また、「とくしま漁業アカデミー」のホームページで、支援制度について紹介した。 （水産振興課）	措置済み
201-202	とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業			
	事業の周知について	「とくしま農林水産チャレンジセンター」のホームページを他の関連ホームページでも説明つきで紹介する、本事業を他の関連ホームページでもより分かりやすく掲載するなど、本事業の周知をより広く行うことが望ましい。 （意見８１）	令和８年４月に本県の農業に関する総合的な情報提供サイト「農の宝島！！とくしま」内の「これから農業を始める方」向けのページにおいて、「とくしま農林水産チャレンジセンター」の取組や研修内容について説明するとともに、当センターのリンクを掲載した。 （経営推進課）	措置済み
202	成果指標について	新規就業者を対象とする「とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業」の成果指標の定めが設定されるべきである。 （意見８２）	令和８年４月に「とくしま農林水産チャレンジセンター」が実施する「これから農業を始める方」向けの研修の定員を本事業の新規就業者に関する成果指標として設定した。 （経営推進課）	措置済み
204-205	農大運営費			
	事業の周知について	高校生をはじめとする生徒や学生だけが周知対象となるのではなく、農業関係者、関連団体、企業、徳島への移住希望者のように、農業大学校を知ることで、入学につながるこ	幅広い層へ農業大学校の情報を届けるため、令和８年５月に県ホームページ及び本県の農業に関する総合的な情報提供サイト「農の宝島！！とくしま」に農業大学校の学生募集等の	措置済み

		とも考えられることから、これらの者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。 （意見８３）	情報を掲載した。さらには、徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」に情報を掲載するとともに、ケーブルテレビで学生募集等について広報する。 （経営推進課）	
	とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業			
207-209	事業の対象、内容、成果指標について	「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」で実際に行われている業務は農業のみを対象としており、林業、漁業は含まれていない。本事業の趣旨は農林水産業の担い手確保であることから、事業対象の見直しが不可欠である。 （意見８４）	農林水産業の多様な働き手の確保に関する事業の目的や対象について、これまでの取組や成果を踏まえ、令和９年度事業での見直しに向け、林業及び漁業の関係課と協議する。 （経営推進課）	検討中
207-209		「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」は働き手と経営者の双方を対象とした結果、事業の焦点が広範になり、その結果、成果指標の設定は、一部の事業に対してのみとなっている。各事業において成果指標を定め、事業全体の構成を再構築し、事業内容と成果指標の連動性の検証を不断に行うべきである。 （指摘６）	令和９年度事業での見直しに合わせて、事業内容に連動した成果指標の設定を検討する。 （経営推進課）	検討中
210-212	事業の周知について	「徳島県農業経営・就農支援センター運営業務」を除く、「農山漁村はたらく窓口」、「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」及び「農×アクティブシニア連携実践事業業務」については、業務の十分な周知が図られているとは言い難い。それぞれの周知対象者と目標を今一度整理し、より的確で効果的な周知活動が実践されるべきである。また、各業務間の連携と重複の有無を検証すべきである。 （意見８５）	各業務について、委託事業者から農業法人やシルバー人材センター会員等の対象者へ、メールやチラシの配布などにより周知してきたところであり、令和８年６月には、県ホームページに情報を掲載した。研修会等を実施する際にも、県ホームページや「農の宝島！！とくしま」（ホームページ、Facebook）により広報する。 また、各業務において、対象者が重複することがあるが、事業内容の重複がないよう調整の上、実施した。 （経営推進課）	措置済み

212-213	他のサイト等との連携について	「ジョブナビとくしま」、「とくしま障がい者雇用ＮＡＶＩ」など他のポータルサイトと連携し、外国人雇用、障がい者雇用の相談会、研修会等の情報を積極的に発信すべきである。 （意見８６）	外国人材、障がい者等、多様な働き手の確保に関する相談窓口の設置や研修会等の開催について、対象に応じて各ポータルサイトに情報を掲載し、周知を図る。 （経営推進課）	措置予定
215	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）			
	事業の周知について	県のホームページのみならず、広く関係ホームページやＳＮＳを利用した「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）」の周知が必要である。 （意見８７）	包括外部監査の過程において直ちに改善に取り組み、令和７年１０月にケーブルテレビで「新規就農」支援制度を一つにまとめパッケージで紹介した。また、令和８年３月からは「ジョブナビとくしま」に情報を掲載し、個人向け支援制度・給付金ということが一目でわかるよう周知を工夫した。 また、「ジョブナビとくしま」及び「住んでみんで徳島で！」において、事業に関する情報を掲載した。 （経営推進課）	措置済み
225-226	船員確保による海運業活性化事業			
	事業の周知について	事業者を支援することで、ひいては、当該業種のなり手、裾野を広げようという場合には、県において、あるいは、事業者を通じて、求職者に対し、特定の業種に就職する場合には、県からどのような支援がある、メリットがあるということを強調し、雇用の増加につなげていく必要がある。 （意見８８）	令和８年度に求職者の負担軽減に資する県の支援制度を盛り込んだ「就職希望者向けリーフレット」を新たに制作した。 併せて、本リーフレット等を活用し、県公式ウェブサイトやＳＮＳの各種媒体をはじめ、県内高等学校における就職説明会、出前授業及び乗船体験会を通じて、資格取得助成制度の周知を図るとともに、船舶業界の魅力や、やりがいの啓発に幅広く努めた。 さらに、東京・大阪で開催されている移住フェアに相談窓口を出展し、支援制度を活用した県内就職ＰＲ活動を実施した。 （港湾政策課）	措置済み

228	「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度			
	事業の周知について	南部圏域への移住者数目標を鑑みれば、今後の県の移住政策の中で、本制度の経験を活用した何らかのＳＯ支援施策は必要である。（意見８９）	認定制度のこれまでの利用実績について、「みなみ阿波」若者創生協議会による委託事業を通じて効果検証を進めている。また、年内にＳＯ進出企業との意見交換会を開催し、新規誘致や地域連携に必要なニーズを吸い上げ、これら検証結果や知見を基に新たな施策等を検討する。 （イノベーション創出課・美波地域連携事務所）	検討中

徳島県公安委員会規則第13号

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月30日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則（平成17年徳島県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

別記様式第９号を次のように改める。

別記様式第９号（第６条関係）

（表）

※受　理　年　月　日	年　　月　　日
※受　　理　　番　　号	
※修了証明書交付年月日	年　　月　　日
※修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年　　月　　日

徳島県公安委員会　　殿

（申請者の氏名）

申込者	住　　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）	
	（ふりがな）		写　真 （縦3.0cm ×横2.4cm）
	氏　　名		
	生年月日	年　　月　　日生	
	勤務先その他の連絡先	電　話　（　　）　　－	
	受講希望年月日		

実施	※受講年月日 （修了考査）	年　月　日から 年　月　日まで （　年　月　日）	※　修了考査の結果	合　・　否
	※受講場所			
	※受講番号			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。

２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（裏）

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第１項第２号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の２の４第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第11号（第７条関係）

※　受　理　年　月　日	年　月　日
※　受　理　番　号	
※　証明書再交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年　月　日

徳島県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　－　都道府県 電　話　（　）　－　（自宅・携帯）
	（ふりがな） 氏　名	
	生年月日	年　月　日
	勤　務　先	電　話　（　）　－
証明書	番　号	
	交付年月日	年　月　日
再交付を申請する事由		

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
　　３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第12号（第８条関係）

※　受　理　年　月　日	年　　月　　日
※　受　理　番　号	
※　認　定　年　月　日	年　　月　　日
※　認　定　書　番　号	

認　定　申　請　書

年　　月　　日

徳 島 県 公 安 委 員 会　殿

（申込者の氏名）

申請者	住　所	〒　　－ 都道府県 電　話　（　　）　　－ （自宅・携帯）	
	（ふりがな）		写　真 （縦3.0cm ×横2.4cm）
	氏　名		
	生年月日	年　　月　　日生	
	勤務先その他の連絡先	電　話　（　　）　　－	

実施	※認定考査日	年　　月　　日	※認定考査の結果	合　・　否
	※受験場所			
	※受験番号			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。

２　写真は、申込み前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。

３　確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号（第９条関係）

※　受理年月日	年　　月　　日
※　受 理 番 号	
※　交付年月日	年　　月　　日
※　資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年　　月　　日

徳 島 県 公 安 委 員 会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　　所	〒　　－ 都道府県 電　話（　　）　　－ （自宅・携帯）	
	（ふりがな）		写　真 （縦3.0cm ×横2.4cm）
	氏　　名		
	生 年 月 日	年　　月　　日生	
	勤務先その他の連絡先	電　話（　　）　　－	
証明書	番　　号		
	交付年月日	年　　月　　日	

※添付書類	□　修了証明書又は認定書 □　住民票の写し（住民基本台帳法第７条第５号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） □　診断書 □　誓約書 □　写真２枚（うち一枚貼付）

記載事項　１　※印欄には、記載しないこと。

２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第18号及び別記様式第19号を次のように改める。

別記様式第18号（第11条関係）

※　受理年月日	年　　月　　日
※　受 理 番 号	
※　交付年月日	年　　月　　日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年　　月　　日

徳島県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　　－　　都道府県 電　話　（　　）　　－　　（自宅・携帯）	
	（ふりがな） 氏　名		写　真 （縦3.0cm ×横2.4cm）
	生年月日	年　　月　　日生	
	勤務先その他の連絡先	電　話　（　　）　　－	
資格者証番号	資格者証番号		
	交付年月日	年　　月　　日	
書換え交付を申請する事由			

記載要領　１　※印欄には、記載しないこと。

２　「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第19号（第11条関係）

※　受理年月日	年　　月　　日
※　受 理 番 号	
※　交付年月日	年　　月　　日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年　　月　　日

徳島県公安委員会　殿

（申請者の氏名）

申請者	住　所	〒　　－　　都道府県 電　話　（　　）　　－　　（自宅・携帯）	
	（ふりがな） 氏　名		写　真 （縦3.0cm ×横2.4cm）
	生年月日	年　　月　　日生	
	勤務先その他の連絡先	電　話　（　　）　　－	
資格者証番号	資格者証番　　号		
	交付年月日	年　　月　　日	
再交付を申請する事由			

記載要領　1　※印欄には、記載しないこと。
　　2　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
　　3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。